

戸田市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 4 3 号

戸田市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

戸田市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則（令和 5 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 1 条の 2 第 1 項」を「第 1 条の 8 第 1 項」に改め、同条第 1 号ア中「第 5 条の 4 各号」を「第 5 条の 1 4 各号」に改める。

第 4 条中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 5 条の 1 3 第 1 項」に、「第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の 1 6 第 1 項」に、「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の 1 7 第 1 項」に改める。

第 5 条中「第 5 条の 4 各号」を「第 5 条の 1 4 各号」に改める。

第 6 条中「第 5 条の 8」を「第 5 条の 1 8」に改める。

第 7 条中「第 5 条の 9」を「第 5 条の 1 9」に改める。

第 8 条中「第 5 条の 1 0 第 1 項第 2 号」を「第 5 条の 2 0 第 1 項第 2 号」に、「第 1 条の 6」を「第 1 条の 1 2」に、「第 1 条の 8」を「第 1 条の 1 4」に、「第 1 条の 1 1」を「第 1 条の 1 7」に改める。

第 9 条中「第 5 条の 1 0 第 2 項」を「第 5 条の 2 0 第 2 項」に改める。

第 2 号様式中「第 5 条の 4」を「第 5 条の 1 4」に、「第 5 条の 6 第 2 項又は第 5 条の 7 第 2 項」を「第 5 条の 1 6 第 2 項又は第 5 条の 1 7 第 2 項」に改める。

第 3 号様式及び第 4 号様式中「第 5 条の 8」を「第 5 条の 1 8」に改める。

第 5 号様式中「第 5 条の 9」を「第 5 条の 1 9」に、「第 5 条の 1 0」を「第 5 条の 2 0」に改める。

第 6 号様式中「第 5 条の 9」を「第 5 条の 1 9」に改める。

第 8 号様式中「第 5 条の 1 0 第 1 項」を「第 5 条の 2 0 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4号様式及び第6号様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。